

平成17年9月30日

阿南市条例第19号

改正 令和2年1月17日条例第5号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

国及び地方公共団体においては、日本国憲法の基本理念及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の趣旨に沿い、人権問題の解決に向けて取り組んできた。しかしながら、今日においても社会的身分、門地、人種、信条、性別、年齢、障がい、疾病、性的指向又は性自認等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットによる人権侵害やハラスメント等、様々な人権問題が依然として存在している。

また、少子高齢社会の進展、国際化、高度情報化の流れなど、社会情勢の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は複雑化、多様化するとともに、新たな問題も生じてくるなど、人権尊重の重要性はますます高まってきている。

私たち一人一人は、様々な個性を持った唯一の存在であり、個人として尊重され、各人の持つあらゆる可能性が発揮される機会が保障されなければならない。また、人権は公権力によって保障される一方、公権力によって妨げられる場合があることに留意しなければならない。

こうした認識から、全ての人がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認め、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちあふれた人権尊重のまち阿南市を目指して、不断の努力を続けていくこ

とを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重されるまちづくりを推進するための基本となる事項を定め、市及び市民等（市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市の区域内に存する学校に在学する者及び市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにすることにより、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい阿南市の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権が尊重されるまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、人権が尊重されるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策の推進)

第4条 市長は、人権施策基本方針を策定し、国、地方公共団体及び関係諸団体と連携を図り、人権施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

2 市長は、人権施策の実施に資するため、国又は県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、実態に係る調査を行うものとする。

(設置)

第5条 市長の附属機関として、阿南市人権施策推進審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長又は関係各執行機関に意見を述べることができる。

(組織)

第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 人権に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第9条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、

議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（資料の提出その他の協力）

第11条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（審議会の運営）

第12条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（見直し）

2 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、国及び県における人権施策の状況にかんがみ、この条例について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果を踏まえ、見直しを行うものとする。

（阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の廃止）

3 阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成5年阿南市条例第27号）は、廃止する。

附 則（令和2年1月17日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。